放送大学愛媛学習センター同窓会会員施設利用運用要項

令和２年４月１２日
愛媛学習センター所長決定

（目的）

第１条 この要項は、放送大学に学籍を有しない、放送大学愛媛同窓会会員（以下「会員」という。）に対し、放送大学愛媛学習センター（以下「センター」という。）内の施設利用を可能にし、もって放送大学愛媛同窓会会則（以下「会則」という）第２条及び第７条に規定する目的並びに活動を推進するために必要な施設利用に関して定めるものである。

（利用資格及び施設・設備）

第２条 利用できる会員は、会則第４条及び５条に規定する者とする。

２　利用可能な施設・設備は、次のとおりとする。

（１）センター内の視聴学習用設備（放送教材を含む。）及び図書。ただし、視聴学習・図書室内限りでの利用とし、貸出しはしない。

（２）学生交流スペース、談話コーナー及びコミュニティースペース

（利用申請）

第３条 前条に規定する施設を利用する場合は、別紙様式１「放送大学愛媛学習センター施設利用許可証発行申請書」によりセンターへ発行申請をするものとする。なお、申請書は、ファクシミリ又は電子メールでも可とする。

（利用許可）

第４条　前条により提出された申請書について、センター長が適当と認めた場合は、「利用許可証」を発行する。

２　利用許可証の様式は、別紙様式２とし、有効期限は、同窓会を退会するまでとする。

３　申請により発行された利用許可証は、センター事務室において交付する。

（許可証の所持）

第５条　施設を利用するときは常に所持するとともに、センター職員から提示を求められた場合、これを提示するものとする。

２　許可証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（運用体制）
第６条　許可証の作成及び発行はセンターが行い、発行責任者はセンター所長とする。ただし、会員であることの確認は、愛媛同窓会及びセンターが行う。

（許可の取消し）
第７条　申請書の不実記載、会員資格の喪失、センターの利用規則に従わないなどの場合は、センター所長が許可の取消しを行う場合がある。

（損害賠償）
第８条　故意又は重大な過失により、センターの施設・設備を破損・汚損した場合は、原状回復の上損害賠償を求めるときがある。

（その他）
第９条　許可された会員は、施設利用の目的・趣旨を十分理解するとともに、センターを利用する学生に対し、不愉快な行為や迷惑行為を厳に慎まなければならない。

附　則

この要項は、令和２年４月１２日から施行する。